

詳細基準事前評価実施要領

[機-20105-16]

高圧ガス保安協会

文書履歴

詳細基準事前評価実施要領 [機 - 20105]

改訂 コード	施行 年月日	改訂等の内容
- 0	1999.4.1	制定
- 1	2000.4.1	「特定設備検査規則の機能性基準の運用について（平成 12・03・31 立局第 8 号）」へ対応するための新様式の指定及び特定設備関係規定の追加。
- 2	2001.3.26	①第 1 項に一般則通達（平成 13・03・23 原院第 1 号）、液石則通達（同第 2 号）、コンビ則通達（同第 3 号）及び冷凍則通達（同第 4 号）を引用。 ②「打合せ」の規定を削除。 ③第 1 項の容器則通達を「平成 13・03・09 原院第 5 号」に改正。
- 3	2002.10.1	①別紙 3 の詳細基準事前評価手数料に、岩盤貯槽（液化石油ガスの岩盤貯槽で特定設備検査事前評価申請の場合）の項目を追加。 ②手数料の払い込み指定口座について、銀行側による口座名変更に対応し変更。
- 4	2005.3.31	①手数料納付手続きの改訂 ②標準処理期間の明記
- 5	2006.2.17	「委員会への諮問を要しない案件」の条件の変更。
- 6	2006.5.15	申請受理を行う事務所の記載のうち、各事務所における「階」を削除する。
- 7	2009.4.6	別紙 1 中、機器検査事業部の所在地を改正
- 8	2014.5.15	①第 1 項の容器則通達を「20130409 商局第 4 号」、一般則通達を「20121204 商局第 6 号」、コンビ則通達を「20121204 商局第 7 号」に改正。 ②第 2 項(1)から別紙 1 を削除し、申請受理事務所を機器検査事業部のみに変更。これに伴い、別紙 2 から 4 までを別紙 1 から別紙 3 までに改正。
- 9	2016.12.20	①第 1 項の特定則通達を「20160920 商局第 4 号」、液石則通達を「20160920 商局第 3 号」、冷凍則通達を「20160920 商局第 2 号」に改正。 ②「国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20160613 商局第 4 号）」へ対応するための新様式の指定及び国際相互承認に係る容器保安規則関係規定の追加 ③「詳細基準事前評価」を「事前評価」に改正。 ④グループ申請に係る規定及び様式を追加。 ⑤第 2 項(2)⑤表中の機能性基準条項を改正。 ⑥公開申請に係る規定及び様式を追加。 ⑦標準処理期間から除く期間を追加。 ⑧参考様式 1 及び参考様式 2 を追加。 ⑨別紙 1 中、1(2)②(e)のただし書き、同(f)のノズル等の有無及び(4)の冷凍則に係る規定を追加。 ⑩別紙 2 中、機能性基準及び条項を改正。 ⑪「委員会への諮問を要しない案件」の規定を削除。
- 10	2018.4.1	容器則通達を「20180323 保局第 10 号」、一般則通達を「20180323 保局第 14 号」、液石則通達を「20180323 保局第 9 号」、コンビ則通達を「20180323 保局第 15 号」、冷凍則通達を「20180323 保局第 8 号」に改正。

改訂 コード	施行 年月日	改訂等の内容
ー 1 1	2019.7.1 2019.9.1	<p>①容器則通達を「20190606 保局第 7 号」、特定則通達を「20190606 保局第 9 号」、一般則通達を「20190606 保局第 3 号」、液石則通達を「20190606 保局第 4 号」、コンビ則通達を「20190606 保局第 5 号」、冷凍則通達を「20190606 保局第 6 号」、国際則通達を「20190606 保局第 8 号」に改正。</p> <p>②第 1 項に「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について (20181105 保局第 5 号)」(地震動の評価に係るものを除く)を引用*。</p> <p>③耐震告示通達関係の新様式の指定並びに規定(包括申請、グループ申請及び公開申請に係る規定を含む)の追加*。</p> <p>④申請書別紙及び公開申請書別紙の記載項目の一部を削除。申請書別紙は様式 1 から様式 11 別紙に変更。</p> <p>⑤容器等登録詳細基準と国際容器等登録事前評価の様式を統合。</p> <p>⑥本文、様式及び別紙の文書構成又は表現を修正。</p> <p>*②及び③は、耐震告示関係通達の施行日 2019.9.1 から施行する。</p>
ー 1 2	2021.8.2	申請書及び参考様式から「印」を削除。
ー 1 3	2022.4.1	組織再編に伴い実施事務所名の変更(機器検査事業部門に変更)
ー 1 4	2023.12.26	別紙 1 の 1(5)に一般則等のうち材料に係るものの規定を追加。 その他必要な字句修正を実施。
ー 1 5	2025.8.1	基本規程の制定に伴う文書番号の変更(新:20105、旧:20100)。
ー 1 6	2026.4.1	<p>①一般則等の製造施設等又は製造の方法等に係る案件を包括申請・グループ申請に追加。</p> <p>②申請書様式の記入項目の修正(重複する項目の削減、記入項目の見直し)。</p> <p>③申請書類の記載要領を追加。</p> <p>④評価書様式を修正(様式サイズの変更、記入項目の見直し)。</p> <p>⑤規定構成及び表現を全体的に見直し。</p>

詳細基準事前評価実施要領

[機－２０１０５－１６]

1 適用範囲

この要領は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が次に掲げる通達に基づき実施する詳細基準事前評価（以下「事前評価」という。）について適用する。

- (1) 容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 7 号）（以下「容器則通達」という。）
- (2) 特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 9 号）（以下「特定則通達」という。）
- (3) 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 3 号）（以下「一般則通達」という。）
- (4) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 4 号）（以下「液石則通達」という。）
- (5) コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 5 号）（以下「コンビ則通達」という。）
- (6) 冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 6 号）（以下「冷凍則通達」という。）
- (7) 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 8 号）（以下「国際則通達」という。）
- (8) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（20181105 保局第 5 号）（地震動の評価に係るものを除く。以下「耐震告示通達」という。）

2 用語

この要領で使用する主な用語は、次に掲げるところによる。

- (1) 個別申請 個々の事例ごとに事前評価を申請すること
- (2) グループ申請 複数の事例が同一の仕様であり、当該複数の事例に係る詳細基準が同一であるときに、同一の申請書類によって事前評価を申請すること
- (3) 包括申請 同一の仕様について、一定期間内に反復して事前評価の申請を行う事例がある場合に、包括して申請をすること
- (4) 公開申請 詳細基準の公開を目的に事前評価を申請すること
- (5) 機能性基準 高圧ガス保安法の省令で定める技術上の基準のうち、1 の各通達に掲げる性能基準
- (6) 詳細基準 機能性基準への適合性評価のための例示基準以外の詳細な基準（機能性基準に応じて、次の①から⑧までに掲げる区分がある。）
 - ① 容器検査等詳細基準 容器則通達別表第 1 の第 1 項から第 5 項まで、第 10 項及び第 11 項に係る詳細基準
 - ② 特定設備検査詳細基準 特定則通達別表第 1 の第 1 項及び第 2 項に係る詳細基準（耐震性能詳細基準に該当する場合を除く。）

- ③ 容器等登録詳細基準 容器則通達別表第1の第7項から第9項に係る詳細基準
- ④ 国際容器等登録詳細基準 国際則通達別表第1の第3項から第5項に係る詳細基準
- ⑤ 特定設備登録詳細基準 特定則通達別表第1の第3項及び第4項に係る詳細基準
- ⑥ 一般則等詳細基準 一般則通達、液石則通達、コンビ則通達又は冷凍則通達に係る詳細基準（耐震性能詳細基準に該当する場合を除く。機能性基準に応じて、次の種類がある。）
 - － 製造施設等に係る一般則等詳細基準 製造施設等（例えば、製造設備、貯蔵設備、消費設備）に係る一般則等詳細基準（このうち、高圧ガス設備又は冷媒設備の材料、強度、耐圧試験又は気密試験に係るものは、高圧ガス設備等に係る一般則等詳細基準という。）
 - － 製造の方法等に係る一般則等詳細基準 製造の方法等（例えば、製造の方法、貯蔵の方法、移動の方法）に係る一般則等詳細基準
- ⑦ 型式承認詳細基準 国際則通達別表第1の第1項、第2項、第6項及び第7項に係る詳細基準
- ⑧ 耐震性能詳細基準 耐震告示通達別表の第2条第1項及び第2号並びに第3条に係る詳細基準
- (7) 適用詳細基準 検査等において適用しようとする詳細基準
- (8) 公開詳細基準 公開を目的とした詳細基準
- (9) 申請書類 次に掲げる資料一式
 - ① 申請書 様式 1-1 から様式 1-7 までに掲げる事前評価の申請書
 - ② 申請書の別添 申請書に添付する資料で、申請対象の設備等の概要、適用詳細基準の内容及び適用詳細基準が機能性基準に適合すること（公開申請の場合にあっては、公開詳細基準の内容並びに公開詳細基準が機能性基準に適合すること及び公開に適すること）を説明するもの

3 申請

3.1 一般

事前評価を受けようとする者は、次に掲げるところにより、事前評価の申請を行うものとする。なお、申請は、適用詳細基準に関係する高圧ガス保安法の規制を受ける者が行うものとする。

- (1) 協会の機器検査事業部門に申請書類を提出するものとする。申請書類の提出は、協会ウェブサイトで開催する詳細基準事前評価委員会の開催日に応じた期日までに行うものとする。
- (2) 申請書に記入する代表者氏名は、代表権を有する者の氏名とする。代表権を有しない者の氏名で申請する場合には、代表権者の委任状（参考様式 1）を添付するものとする。
- (3) 公開申請を行う場合にあっては、申請書に記載の同意事項に同意の上、申請書類を提出するものとする。
- (4) 申請（公開申請を除く。）は、個々の事例ごとに行うものとする。ただし、附属書 1

の要件を満足する場合にあっては、包括申請を行うことができるものとする。また、附属書2の要件を満足する場合にあっては、グループ申請を行うことができるものとする。

- (5) グループ申請又は公開申請において、同一の申請書類により複数の者が申請を行う場合にあっては、当該複数の者に係る事項を申請書に記入又は別記するものとする。また、当該複数の者のうちから代理人を選任し、代理人以外の者は、当該申請に係る諸手続を代理人に委任する委任状（参考様式2）を添付するものとする。

3.2 申請書の様式

申請書の様式は、申請する詳細基準の区分に応じて、次表に掲げるところによる。

詳細基準の区分	申請書の様式
容器検査等詳細基準	様式 1-1 「容器検査等事前評価申請書」
特定設備検査詳細基準	様式 1-2 「特定設備検査事前評価申請書」
容器等登録詳細基準 国際容器等登録詳細基準 特定設備登録詳細基準	様式 1-3 「登録事前評価申請書」
一般則等詳細基準	製造施設等の製造者が申請する場合 様式 1-4-1 「詳細基準事前評価申請書」 高圧ガスの製造等を行う事業者が申請する場合 様式 1-4-2 「詳細基準事前評価申請書」
型式承認詳細基準	様式 1-5 「型式承認事前評価申請書」
耐震性能詳細基準	様式 1-6 「詳細基準事前評価申請書」
公開詳細基準	様式 1-7 「公開詳細基準事前評価申請書」

3.3 申請書の別添

3.3.1 一般

申請書の別添には、次に掲げる事項に加え、個別申請、包括申請及びグループ申請の場合にあっては3.3.2に、公開申請の場合にあっては3.3.3によるものとする。また、申請書の別添の記載内容に応じて、図面、解析データ、参考文献等の必要な資料を添付するものとする。

備考 申請書の別添の構成例は、参考「申請書の別添の構成例」を参照のこと。

- (1) 申請書に記入した番号（申請者が定める任意の文書番号）及び年月日
- (2) 担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）

備考 担当者は、2名以上とすることが望ましい。

- (3) 目次（記載事項及び添付資料の一覧）

3.3.2 個別申請、包括申請及びグループ申請の場合の記載事項

3.3.2.1 申請の概要

申請の背景、目的、適用詳細基準の概要等を記載するものとする。包括申請の場合にあっては、附属書 1 の包括申請の要件に係る事項についても記載するものとする。

3.3.2.2 申請対象の設備等の概要

申請する詳細基準の区分に応じて、附属書 3 に基づき申請対象の設備等の概要を記載するものとする。

3.3.2.3 適用詳細基準の内容

適用詳細基準の内容として、適用詳細基準ごとに次の事項を記載するものとする。

- (1) 機能性基準条項
- (2) 対象とする例示基準の対象条項
- (3) 適用詳細基準
- (4) 適用詳細基準が機能性基準に適合することの立証

3.3.3 公開申請の場合の記載事項

3.3.3.1 公開申請の概要

公開申請の背景、目的、公開詳細基準の概要等を記載するものとする。

3.3.3.2 公開詳細基準の適用範囲

公開詳細基準の適用範囲を記載するものとする。

3.3.3.3 公開詳細基準の内容

公開詳細基準ごとに次の事項を記載するものとする。

- (1) 機能性基準条項
- (2) 対象とする例示基準の対象条項
- (3) 公開詳細基準
- (4) 公開詳細基準が機能性基準に適合することの立証
- (5) 公開詳細基準が公開に適することの立証

3.4 申請書類の受理

協会は、申請書類の提出があった場合には、申請書類に不備がないことを確認した後、受理する。

4 手数料等の納付

手数料等の納付は、次に掲げるところによる。

- (1) 申請者は、協会が別に定める手数料を速やかに納付するものとする。
- (2) 現地評価を行う場合にあっては、(1)の手数料のほか、現地評価及び移動に要した時間に協会が別に定める時間あたりの単価を乗じた金額並びに現地評価に要した旅費を

申請者が負担する。この場合、事後精算とする。

- (3) (1)及び(2)の手数料等は、協会が指定する金融機関の指定口座に振り込むものとする。
- (4) 事前評価結果の通知は、原則、(1)及び(2)の手数料等の納付が確認された後に行う。
- (5) 協会は、正当な理由がある場合を除き、受納した手数料等は返金しない。

5 事前評価の実施

協会は、次に掲げるところにより事前評価を実施する。

- (1) 事前評価は、申請書類に基づく書類評価及び必要に応じて現地評価により行う。
- (2) 事前評価は、適用詳細基準が機能性基準に適合することについて評価を行う。公開申請の場合にあっては、公開詳細基準が機能性基準に適合すること及び附属書 4 に定めるところにより公開に適することについて評価を行う。
- (3) 事前評価を行うときは、協会に設置する詳細基準事前評価委員会に諮る。詳細基準事前評価委員会は、(2)の観点で評価を行う。

6 事前評価結果の通知等

6.1 事前評価結果の通知

協会は、事前評価を行ったときは、様式 2-1（公開申請の場合にあっては様式 2-2）により、申請者に対し速やかに事前評価結果を通知する。

6.2 包括申請に係る事前評価結果の有効期間

包括申請に係る事前評価書の有効期間は、当該評価書の発行日から 5 年間とする。有効期間を経過したとき又は協会からの要請があったときは、その効力を失うものとする。

6.3 公開申請に係る事前評価結果の公開及び有効期間

協会は、公開詳細基準が公開に適すると認められたときは、事前評価結果の通知後、遅滞なく、公開詳細基準事前評価書を協会ウェブサイトで公開する。

公開詳細基準事前評価書の有効期間は、その発行日から 5 年間とする。有効期間を経過したとき又は協会からの要請があったときは、その効力を失うものとする。

7 申請取下

事前評価結果の通知前に事前評価の申請を取り下げようとする者は、様式 3「事前評価申請取下依頼書」を協会の機器検査事業部門に提出するものとする。

8 事前評価結果の返納

通知された事前評価結果を返納しようとする者は、様式 4「事前評価結果返納依頼書」に返納する事前評価結果等を添付し協会の機器検査事業部門に提出するものとする。

9 標準処理期間

申請を受理した日から事前評価結果を通知する日までの標準処理期間は 30 日とする。

ただし、12月29日から12月31日まで、1月1日から1月3日まで、4月及び5月の祝祭日並びに申請者が詳細基準事前評価委員会の指摘事項等への対応に要する期間は除く。

附則 この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附則 この改正は、平成12年4月1日から適用する。

附則 この改正は、平成13年3月26日から適用する。ただし、「1目的」中、容器
則通達に係る文書番号の改正は、平成13年3月28日から適用する。

附則 この改正は、平成14年10月1日から適用する。

附則 この改正は、平成17年3月31日から適用する。

附則 この改正は、平成18年2月17日から適用する。

附則 この改正は、平成18年5月15日から適用する。

附則 この改正は、平成21年4月6日から適用する。

附則 この改正は、平成26年5月15日から適用する。

附則 この改正は、平成28年12月20日から適用する。

附則 この改正は、平成30年4月1日に遡って適用する。

附則 この改正は、令和元年7月1日から適用する。ただし、耐震告示通達に係る改
正は、令和元年9月1日から適用する。

附則 この改正は、令和3年8月2日から適用する。

附則 この改正は、令和4年4月1日から適用する。

附則 この改正は、令和5年12月26日から適用する。

附則 この改正は、令和7年8月1日から施行する。

附則 この改正は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和8年4月30日ま
では従前の詳細基準事前評価実施要領によることができる。

様式 1-1

容器検査等事前評価申請書⁽¹⁾番号
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

下記のとおり事前評価を受けたいので申請します。

記

容器又は附属品の製造者の 名 称 及 び 所 在 地	
容 器 又 は 附 属 品 の 種 類	
機 能 性 基 準 条 項	
適 用 詳 細 基 準 の 内 容	別添のとおり

以上

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 包括申請の場合にあっては、⁽¹⁾に「(包括申請)」と記入すること。
- 3 機能性基準条項は、条文見出し(各条項のタイトル)も含めて記入すること。

様式 1-2

特定設備検査事前評価申請書⁽¹⁾番号
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

下記のとおり事前評価を受けたいので申請します。

記

特定設備の製造者の 名称及び所在地	
特定設備の設置場所の 名称及び所在地	
特定設備の区分及び種別	
機能性基準条項	
適用詳細基準の内容	別添のとおり

以上

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 包括申請の場合にあつては、⁽¹⁾に「(包括申請)」と記入すること。
- 3 グループ申請の場合にあつては、⁽¹⁾に「(グループ申請)」と記入すること。
- 4 機能性基準条項は、条文見出し(各条項のタイトル)も含めて記入すること。

様式 1-3

登録事前評価申請書
(⁽¹⁾ 関係)

番号
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

下記のとおり事前評価を受けたいので申請します。

記

事前評価を受ける工場又は 事業場の名称及び所在地	
事 業 区 分	⁽²⁾
機 能 性 基 準 条 項	
適用詳細基準の内容	別添のとおり

以上

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ⁽¹⁾ は、当該申請に係る規則の名称（容器保安規則、国際相互承認に係る容器保安規則又は特定設備検査規則）を記入すること。

3 ⁽²⁾ は、容器保安規則又は国際相互承認に係る容器保安規則の場合は容器等事業区分を、特定設備検査規則の場合は特定設備事業区分を記入すること。

4 機能性基準条項は、条文見出し（各条項のタイトル）も含めて記入すること。

様式 1-4-1

詳細基準事前評価申請書⁽¹⁾
 (⁽²⁾ 関係)

番号
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

下記のとおり事前評価を受けたいので申請します。

記

製造施設等の製造者の 名称及び所在地	
製造施設等の設置場所の 名称及び所在地	
製造施設等の種類	
機能性基準条項	
適用詳細基準の内容	別添のとおり

以上

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 包括申請の場合にあつては、⁽¹⁾に「(包括申請)」と記入すること。
- 3 グループ申請の場合にあつては、⁽¹⁾に「(グループ申請)」と記入すること。
- 4 ⁽²⁾は、当該申請に係る規則の名称(一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則又は冷凍保安規則)を記入すること。
- 5 機能性基準条項は、条文見出し(各条項のタイトル)も含めて記入すること。

様式 1-4-2

詳細基準事前評価申請書⁽¹⁾
 (⁽²⁾ 関係)

番号
 年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者
 住 所
 名 称
 代表者

下記のとおり事前評価を受けたいので申請します。

記

事前評価を受ける事業所の 名 称 及 び 所 在 地	
製 造 施 設 等 の 種 類	
機 能 性 基 準 条 項	
適 用 詳 細 基 準 の 内 容	別添のとおり

以上

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 包括申請の場合にあつては、⁽¹⁾ に「(包括申請)」と記入すること。
- 3 グループ申請の場合にあつては、⁽¹⁾ に「(グループ申請)」と記入すること。
- 4 ⁽²⁾ は、当該申請に係る規則の名称(一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則又は冷凍保安規則)を記入すること。
- 5 機能性基準条項は、条文見出し(各条項のタイトル)も含めて記入すること。

様式 1-5

型式承認事前評価申請書

番号
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

下記のとおり事前評価を受けたいので申請します。

記

容器又は附属品の製造者の名称及び所在地	
容器又は附属品の種類	
機能性基準条項	
適用詳細基準の内容	別添のとおり

以上

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 機能性基準条項は、条文見出し（各条項のタイトル）も含めて記入すること。

様式 1-6

詳細基準事前評価申請書⁽¹⁾
 (高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示関係)

番号
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

下記のとおり事前評価を受けたいので申請します。

記

設備等の製造者の 名称及び所在地	
設備等の設置場所の 名称及び所在地	
設備等の種類	
機能性基準条項	
適用詳細基準の内容	別添のとおり

以上

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 包括申請の場合にあつては、⁽¹⁾に「(包括申請)」と記入すること。
- 3 グループ申請の場合にあつては、⁽¹⁾に「(グループ申請)」と記入すること。
- 4 機能性基準条項は、条文見出し(各条項のタイトル)も含めて記入すること。

様式 1-7

公開詳細基準事前評価申請書
((1) 関係)

番号
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

下記のとおり公開詳細基準について事前評価を受け、下記の同意事項に同意の上、これを公開願いたいので申請します。

記

機 能 性 基 準 条 項	
公 開 詳 細 基 準 の 内 容	別添のとおり

同意事項

1. 本申請に係る公開詳細基準が、詳細基準事前評価実施要領に従って公開されること。
2. 本申請に係る公開詳細基準が公開された場合、⁽²⁾規則の機能性基準の運用について（ 第 号）に従い当該公開詳細基準が第三者により申請等に使用されること。
3. 本申請に係る公開詳細基準に第三者が有する知的財産権が含まれる場合にあっては、箇条1. 及び箇条2. について、申請者と当該第三者とで合意していること。
4. 本申請を行うこと及び本申請に係る公開詳細基準が公開されることにより生じる一切の不利益又は損害に対して申請者がすべての責任を負うこと。

以上

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 ⁽¹⁾は、当該申請に係る規則の名称（容器保安規則、特定設備検査規則、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則、冷凍保安規則又は高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示）を記入すること。
- 3 ⁽²⁾は、該当する通達名を記入すること。
- 4 機能性基準条項は、条文見出し（各条項のタイトル）も含めて記入すること。

様式 2-1

高機業第 号
年 月 日

殿

高圧ガス保安協会
会長事前評価書⁽¹⁾

年 月 日付け番号 をもって申請がありました件については、⁽²⁾規則の機能性基準の運用について（ 第 号）に基づき事前評価を行いましたので、下記のとおり評価結果を通知します。

なお、留意事項については、製造又は使用に当たり十分に留意してください。

記

1 事前評価を受けた者⁽³⁾

2 申請の概要

3 申請対象の設備等の概要⁽⁴⁾

種類	
図面番号	

4 適用詳細基準の評価⁽⁵⁾

(1) 機能性基準条項

(2) 例示基準の対象条項

(3) 適用詳細基準

(4) 適用詳細基準が機能性基準に適合することの評価

5 留意事項

(1) 製造上の留意事項

(2) 使用上の留意事項

以上

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ⁽¹⁾は、該当する事前評価書の名称に書き替える。また、包括申請の場合にあっては、事前評価書の名称に続けて「(包括)」と記入する。3 ⁽²⁾は、該当する通達名を記入する。4 ⁽³⁾は、事前評価を受けた事業所の名称及び所在地を記入する。設備等の設置場所が申請に含まれる場合にあっては、設備等の設置場所の名称及び所在地も記入する。5 ⁽⁴⁾は、申請対象の設備等の概要に応じて記入する。6 ⁽⁵⁾は、適用詳細基準ごとに記入する。

様式 2-2

高機業第 号
年 月 日

殿

高圧ガス保安協会
会長

公開詳細基準事前評価書

年 月 日付け番号 をもって申請がありました件については、⁽¹⁾ 規則の機能性基準の運用について (第 号) に基づき事前評価を行い⁽²⁾、下記の公開詳細基準が機能性基準に適合し、公開に適すると認められましたので、通知します。
なお、本書面は、高圧ガス保安協会のウェブサイトで公開されます。

記

1 事前評価を受けた者

2 公開詳細基準の適用範囲

3 公開詳細基準の内容⁽³⁾

(1) 機能性基準条項

(2) 例示基準の対象条項

(3) 公開詳細基準

4 留意事項

本評価書の有効期間は、本評価書の発行日から 5 年間とする。

以上

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 ⁽¹⁾ は、該当する通達名を記入する。

3 公開詳細基準が適切なものであると認められなかった場合にあつては、⁽²⁾ 以降を「ましたので、下記のとおり評価結果を通知します。」に書き替える。

4 ⁽³⁾ は、公開詳細基準ごとに記入する。

様式 3

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所
名 称
代表者

事前評価申請取下依頼書

下記のとおり、事前評価申請を取り下げます。

記

取り下げる事前評価申請：

(¹) 申請書 (年 月 日付け 番号)

理由：

以上

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 (¹) は、取り下げる申請書の名称を記入すること。

様式 4

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所
名 称
代表者

事前評価結果返納依頼書

下記のとおり、事前評価結果を返納します。

記

返納する事前評価結果：

(¹) 評価書 (年 月 日付け 高機業第 号)

理由：

以上

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 (¹) は、返納する事前評価結果の名称を記入すること。

参考様式 1

委任状

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所
名 称
代表者

下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

代理人	住 所 所 属 氏 名
-----	-------------------

委任事項	事前評価の申請に係る一切の権限
------	-----------------

委任期間 ⁽¹⁾	自	年	月	日
	至	年	月	日

以上

備考 委任期間を定める場合にあつては、1年程度を目安に⁽¹⁾の例のように記載する。

参考様式 2

委任状

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所
名 称
代表者

下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

代理人

住 所
所 属
氏 名

委任事項

事前評価の申請（ 年 月 日付け番号 ）
に係る諸手続き

以上

附属書 1

包括申請の要件

1 適用範囲

附属書 1 は、本文 3.1(4)の包括申請の要件を定める。

2 一般

同一の仕様について、一定期間内に反復して申請を行う場合は、包括して申請をすることができるものとする。包括申請に係る事前評価結果を有する者は、有効期間内であれば、同一の仕様について、都度、事前評価を申請することを要しない。

包括申請にあたって満足すべき要件は、3 に掲げる同一の仕様に係る要件及び 4 に掲げる適用詳細基準に係る要件とする。この場合において、申請対象の設備等は、当該設備等の適用詳細基準が機能性基準に適合すると評価された事前評価結果（以下「事前評価の実績」という。）を有しているものとし、複数の事前評価の実績がある場合は、それらを組み合わせてもよい。なお、事前評価の実績は、適用詳細基準の使用実績があることが望ましい。

3 同一の仕様に係る要件

3.1 一般

同一の仕様に係る要件は、包括申請の対象となる設備等に応じて、3.2 から 3.6 までに定めるところによる。この場合において、各要件を満足することは、事前評価の実績に基づき判断する。

3.2 容器検査等詳細基準

申請対象の容器又は附属品は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

備考 容器検査等詳細基準に係る包括申請は、容器又は附属品の仕様範囲を対象とするものである。

- (1) 容器又は附属品の仕様範囲が、対象とする例示基準に定める同一の型式に属すること。この場合、容器又は附属品の仕様範囲は、事前評価の実績がある仕様（設計確認試験がある場合にあつては、設計確認試験に合格したものに限る。）を基準とする。なお、型式には、設計変更区分（材料に係る変更を除く。）を含めることができるものとする。対象とする例示基準において同一の型式の範囲で設計変更に係る試験を規定した条項がある場合にあつては、当該条項を申請対象とすること。
- (2) 使用流体（充填する高圧ガスの種類）が定められていること。この場合、複数の高圧ガスの種類を定めることができるものとする。

3.3 特定設備検査詳細基準

申請対象の特定設備は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 特定設備の区分及び種別が同一であること。
- (2) 使用目的及び使用流体が同一であること。

- (3) 設計圧力が同一であること。
- (4) 設計温度が同一であること。
- (5) 使用材料が同一であること。
- (6) 形状及び寸法が同一であること。ただし、次の①及び②に係る形状及び寸法であって、適用詳細基準に影響がない場合にあつては、同一であることを要しない。
 - ① ノズル等の有無、個数及び取付位置
 - ② 胴又は管の長さ
- (7) 製作条件（加工条件、溶接後熱処理、溶接条件等）が同一であること。
- (8) 検査条件（耐圧試験、気密試験、非破壊検査等）が同一であること。

3.4 材料に係る特定設備検査詳細基準

申請対象の特定設備の材料は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。なお、材料に係る特定設備検査詳細基準は、当該材料の物性値、機械試験等を含むものとする。

- (1) 材料の名称、規格等が同一であること。
- (2) 材料の機械的性質及び化学的成分が同一であること。
- (3) 材料の形状（板材、鍛造品、管材、棒等）が同一であること。
- (4) 材料の寸法範囲（板厚、大きさ等）が事前評価の実績の寸法範囲内であること。
- (5) 設計温度範囲が事前評価の実績の設計温度範囲内であること。

3.5 一般則等詳細基準

3.5.1 製造施設等に係る一般則等詳細基準又は製造の方法等に係る一般則等詳細基準

申請対象の製造施設等（高圧ガス設備等にあつては、3.5.2 による。）又は製造の方法等は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

備考 3.5.1 の包括申請は、複数の事業所において、同一の製造施設等又は同一の製造の方法等を適用するためのものである。包括申請する詳細基準は、複数の事業所に共通して適用できるものであること。

- (1) 製造施設等又は製造の方法等が同一であること。
- (2) 詳細基準の適用範囲が事前評価の実績の範囲内であること。

3.5.2 高圧ガス設備等に係る一般則等詳細基準

申請対象の高圧ガス設備等は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 高圧ガス設備等の種類（複数の種類を組み合わせた構成である場合にあつては、当該構成を含む。）が同一であること。
- (2) 使用目的及び使用流体が同一であること。
- (3) 常用の圧力（冷凍保安規則第 64 条に係るものにあつては設計圧力とし、同第 7 条第 1 項第 6 号、同条第 2 項、第 8 条第 2 号、第 12 条及び第 13 条に係るものにあつては許容圧力とする。）が同一であること。
- (4) 常用の温度（冷凍保安規則第 64 条に係るものにあつては設計温度とする。）が同一であること。
- (5) 使用材料が同一であること。

- (6) 形状及び寸法が同一であること。ただし、次の①及び②に係る形状及び寸法であって、適用詳細基準に影響がない場合にあっては、同一であることを要しない。
- ① ノズル等の有無、個数及び取付位置
 - ② 胴又は管の長さ
- (7) 製作条件（溶接後熱処理、溶接条件等）が同一であること。
- (8) 検査条件（耐圧試験、気密試験、非破壊検査等）が同一であること。

3.5.3 高圧ガス設備等の材料に係る一般則等詳細基準

申請対象の高圧ガス設備等の材料は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。なお、高圧ガス設備等の材料に係る一般則等詳細基準は、当該材料に係る物性値、機械試験等を含むものとする。

- (1) 材料の名称、規格等が同一であること。
- (2) 材料の機械的性質及び化学的成分が同一であること。
- (3) 材料の形状（板材、鍛造品、管材、棒等）が同一であること。
- (4) 材料の寸法範囲（板厚、大きさ等）が事前評価の実績の寸法範囲内であること。
- (5) 常用の温度範囲が事前評価の実績の常用の温度の範囲内であること。

3.6 耐震性能詳細基準

申請対象の設備等は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 特定設備にあっては3.3を、高圧ガス設備等にあっては3.5.2を準用すること。基礎等にあっては、種類、使用目的、使用材料、形状、寸法、製作条件及び検査条件が同一であること。
- (2) 耐震性能に関する事項が同一であること。

4 適用詳細基準に係る要件

包括申請における適用詳細基準は、事前評価の実績に基づき、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 機能性基準条項が同一であること。ただし、機能性基準条項が事前評価の実績と異なる場合であっても、その内容が同一であり、(3)及び(4)に影響がない場合にあっては、同一の条項であることを要しない。
- (2) 対象とする例示基準の対象条項が同一であること。
- (3) 適用詳細基準の内容が同一であること。
- (4) 適用詳細基準が機能性基準に適合することの立証が同一であること。

備考 3及び4に掲げる要件に関連して、追加で立証が必要な場合がある。

附属書 2

グループ申請の要件

1 適用範囲

附属書 2 は、本文 3.1(4)のグループ申請の要件を定める。

2 一般

複数の事例が同一の仕様であって、当該複数の事例に係る適用詳細基準が同一である場合は、同一の申請書類によって事前評価を申請することができるものとする。この場合、複数の者が申請者となることができるものとする。

グループ申請にあたって満足すべき要件は、3 に掲げる同一の仕様に係る要件及び 4 に掲げる適用詳細基準に係る要件とする。

3 同一の仕様に係る要件

3.1 一般

同一の仕様に係る要件は、グループ申請の対象となる設備等に応じて、3.2 から 3.4 までに定めるところによる。

3.2 特定設備検査詳細基準

申請対象の特定設備は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 特定設備の区分及び種別が同一であること。
- (2) 使用流体が同一であること。
- (3) 設計圧力が同一であること。
- (4) 設計温度が同一であること。
- (5) 使用材料が同一であること。
- (6) 形状及び寸法が同一であること。ただし、次の①及び②に係る形状及び寸法であって、適用詳細基準に影響がない場合にあつては、同一であることを要しない。
 - ① ノズル等の有無、個数及び取付位置
 - ② 胴又は管の長さ
- (7) 製作条件（熱処理、溶接条件等）が同一であること。
- (8) 検査条件（耐圧試験、気密試験、非破壊検査等）が同一であること。
- (9) 製造者（事業所を含む。）が同一であること。

3.3 一般則等詳細基準

3.3.1 製造施設等に係る一般則等詳細基準又は製造の方法等に係る一般則等詳細基準

申請対象の製造施設等（高圧ガス設備等にあつては 3.3.2 による。）又は製造の方法等が同一であること。

備考 3.3.1 のグループ申請は、複数の事業所において、同一の製造施設等又は同一の製造の方法等を適用するためのものである。グループ申請する詳細基準は、複数の事業所に共通して適用できるものであること。

3.3.2 高圧ガス設備等に係る一般則等詳細基準

申請対象の高圧ガス設備等は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 高圧ガス設備等の種類（複数の種類を組み合わせた構成である場合にあっては、当該構成を含む。）が同一であること。
- (2) 使用流体が同一であること。
- (3) 常用の圧力（冷凍保安規則第 64 条に係るものにあつては設計圧力とし、同第 7 条第 1 項第 6 号、同条第 2 項、第 8 条第 2 号、第 12 条及び第 13 条に係るものにあつては許容圧力とする。）が同一であること。
- (4) 常用の温度（冷凍保安規則第 64 条に係るものにあつては設計温度とする。）が同一であること。
- (5) 使用材料が同一であること。
- (6) 形状及び寸法が同一であること。ただし、次の①から③までに係る形状及び寸法であつて、適用詳細基準に影響がない場合にあって、同一であることを要しない。
 - ① ノズル等の有無、個数及び取付位置
 - ② 胴の長さ
 - ③ 管の長さ、曲げ位置、曲げ箇所数、継手位置及び継手箇所数
- (7) 製作条件（熱処理、溶接条件等）が同一であること。
- (8) 検査条件（耐圧試験、気密試験、非破壊検査等）が同一であること。
- (9) 製造者（事業所を含む。）が同一であること。

3.4 耐震性能詳細基準

申請対象の設備等は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 特定設備にあつては 3.2 を、高圧ガス設備等にあっては 3.3.2 を準用すること。基礎等にあつては、種類、使用材料、形状、寸法、製作条件、検査条件及び製造者（事業所を含む。）が同一であること。
- (2) 耐震性能に関する事項が同一であること。

4 同一の適用詳細基準に係る要件

グループ申請における適用詳細基準は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 機能性基準条項が同一であること。ただし、機能性基準条項が異なる場合であっても、その内容が同一であり、(3)及び(4)に影響がない場合にあっては、同一の条項であることを要しない。
- (2) 対象とする例示基準の対象条項が同一であること。
- (3) 適用詳細基準の内容が同一であること。
- (4) 適用詳細基準が機能性基準に適合することの立証が同一であること。

附属書 3

申請対象の設備等の概要

1 適用範囲

附属書 3 は、本体 3.3.2.2 の申請対象の設備等の概要の記載事項を定める。

2 一般

申請対象の設備等の概要には、設備等の種類、仕様、構造等を記載するものとする。なお、申請対象の設備等の概要に記載した事項は、事前評価結果に記載される。

申請対象の設備等の概要として記載する事項は、申請する詳細基準に応じて、3 に掲げるところによる。また、適用詳細基準の内容に応じて必要な事項（例えば、適用範囲、制限事項等の前提条件）があれば、当該事項を記載すること。包括申請の場合にあっては、適用詳細基準の内容に応じて、附属書 1 の 3 に定める同一の仕様に係る要件について記載すること。

3 申請対象の設備等の概要

3.1 容器検査等詳細基準

申請対象の容器又は附属品の概要は、次に掲げるところによる。

- (1) 容器又は附属品の種類
- (2) 容器又は附属品の製造者の名称及び所在地
- (3) 容器又は附属品の仕様として、次の①から⑤までに掲げる事項
 - ① 最高充填圧力
 - ② 耐圧試験圧力
 - ③ 内容積（容器に限る。）
 - ④ 使用流体
 - ⑤ その他適用詳細基準の内容に関係する仕様
- (4) 容器又は附属品の構造（図面を添付するものとする。）

3.2 容器等登録詳細基準及び国際容器等登録詳細基準

申請対象の容器又は附属品の概要は、3.1 を準用するほか、容器等事業区分を記載する。

3.3 型式承認詳細基準

申請対象の容器又は附属品の概要は、3.1 を準用する。

3.4 特定設備検査詳細基準

申請対象の特定設備の概要は、次に掲げるところによる。

- (1) 特定設備の区分及び種別並びに個別申請又はグループ申請の場合にあっては数量
- (2) 特定設備の製造者の名称及び所在地
- (3) 特定設備の仕様として、次の①から⑤までに掲げる事項
 - ① 設計圧力

- ② 設計温度
- ③ 内容積
- ④ 使用流体
- ⑤ その他適用詳細基準の内容に係る仕様
- (4) 特定設備の構造（図面を添付するものとする。ただし、特定設備の材料に係る包括申請を行う場合を除く。）
- (5) 個別申請又はグループ申請の場合にあっては特定設備の設置場所の名称及び所在地

3.5 特定設備登録詳細基準

申請対象の特定設備の概要は、3.4（(4)及び(5)を除く。）を準用するほか、特定設備事業区分を記載する。

3.6 一般則等詳細基準

3.6.1 製造施設等に係る一般則等詳細基準又は製造の方法等に係る一般則等詳細基準

申請対象の製造施設等（高圧ガス設備等にあつては 3.6.2 による。）又は製造の方法等の概要は、次に掲げるところによる。

- (1) 製造施設等の種類
- (2) 製造施設等の仕様
- (3) 製造施設等の構造（図面を添付するものとする。）
- (4) 製造施設等の設置場所の名称及び所在地（製造施設等の製造者が事前評価を受ける場合に限る。ただし、包括申請の場合を除く。）

3.6.2 高圧ガス設備等に係る一般則等詳細基準

3.6.2.1 高圧ガス設備

申請対象の高圧ガス設備の概要は、次に掲げるところによる。

- (1) 高圧ガス設備の種類及び個別申請又はグループ申請の場合にあっては数量
- (2) 高圧ガス設備の製造者の名称及び所在地
- (3) 高圧ガス設備の仕様として、次の①から④までに掲げる事項
 - ① 常用の圧力
 - ② 常用の温度
 - ③ 使用流体
 - ④ その他適用詳細基準の内容に係る仕様
- (4) 高圧ガス設備の構造（図面を添付するものとする。ただし、高圧ガス設備の材料に係る包括申請の場合を除く。）
- (5) 個別申請又はグループ申請の場合にあっては高圧ガス設備の設置場所の名称及び所在地

3.6.2.2 冷媒設備

申請対象の冷媒設備の概要は、次に掲げるところによる。

- (1) 冷媒設備の種類

- (2) 冷媒設備の製造者の名称及び所在地
- (3) 冷媒設備の仕様として、次の①から④までに掲げる事項
 - ① 常用の圧力（冷凍保安規則第 64 条に係るものにあつては設計圧力とし、同第 7 条第 1 項第 6 号、同条第 2 項、第 8 条第 2 号、第 12 条及び第 13 条に係るものにあつては許容圧力とする。）が同一であること。
 - ② 常用の温度（冷凍保安規則第 64 条に係るものにあつては設計温度とする。）が同一であること。
 - ③ 使用流体
 - ④ その他適用詳細基準の内容に係る仕様
- (4) 冷媒設備の構造（図面を添付するものとする。ただし、冷媒設備の材料に係る包括申請の場合を除く。）

3.7 耐震性能詳細基準

申請対象の設備等の概要は、次に掲げるところによる。

- (1) 特定設備の場合にあつては、3.4 を準用する。
- (2) 高圧ガス設備等の場合にあつては、3.6.2 を準用する。
- (3) 基礎等の場合にあつては、次の①から③までに掲げるところによる。
 - ① 種類
 - ② 仕様
 - ③ 構造（図面を添付するものとする。）
- (4) 個別申請又はグループ申請の場合にあつては設備等の設置場所の名称及び所在地

附属書 4

公開適性評価基準

1 適用範囲

附属書 4 は、本体 5(2)の公開詳細基準が公開に適することを評価する基準（公開適性評価基準）を定める。

2 公開適性評価基準

2.1 容器検査等詳細基準

容器検査等詳細基準の公開適性評価基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 適切な適用範囲（例えば、充填する高圧ガスの種類、温度範囲、圧力範囲、形状、材料及び製作条件）が規定されていること。
- (2) 安全技術が確立されたもの（例えば、当該容器等に係る事前評価の実績を有するもので、当該容器等に係る十分な安全使用実績を有するもの）であること。
- (3) 汎用性のあるもの（例えば、特定の者の固有の技術、技量及び設備によらないもの）であること。

2.2 特定設備検査詳細基準

特定設備検査詳細基準の公開適性評価基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 適切な適用範囲（例えば、使用流体、温度範囲、圧力範囲、形状、材料及び製作条件）が規定されていること。
- (2) 安全技術が確立されたもの（例えば、当該特定設備に係る事前評価の実績を有するものであって、当該特定設備に係る十分な安全使用実績を有するもの）であること。
- (3) 汎用性のあるもの（例えば、特定の者の固有の技術、技量及び設備によらないもの）であること。

2.3 一般則等詳細基準

2.3.1 製造施設等に係る一般則等詳細基準

製造施設等に係る一般則等詳細基準の公開適性評価基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 適切な適用範囲（例えば、製造施設等に係る使用環境、方式、構造、形状及び材料）が規定されていること。
- (2) 安全技術が確立されたもの（例えば、当該製造施設等に係る事前評価の実績を有するものであって、当該製造施設等に係る十分な安全使用実績をするもの）であること。
- (3) 汎用性のあるもの（例えば、特定の者の固有の技術、技量及び設備によらないもの）であること。

2.3.2 製造の方法等に係る一般則等詳細基準

製造の方法等に係る一般則等詳細基準の公開適性評価基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 適切な適用範囲（例えば、製造の方法等に係る実施環境及び対象製造施設）が規定さ

れていること。

- (2) 安全技術が確立されたもの（例えば、当該製造の方法等に係る事前評価の実績を有するものであって、当該製造の方法等に係る十分な安全実施実績を有するもの）であること。
- (3) 汎用性のあるもの（例えば、特定の者の固有の技術、技量及び製造施設等によらないもの）であること。

2.4 耐震性能詳細基準

耐震性能詳細基準の公開適性評価基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 適切な適用範囲（例えば、使用流体、温度範囲、圧力範囲、形状、材料及び製作条件）が規定されていること。
- (2) 安全技術が確立されたもの（例えば、高圧ガス設備等の耐震性能に係る事前評価の実績を有するものであって、当該高圧ガス設備等に係る十分な安全使用実績を有するもの）であること。
- (3) 汎用性のあるもの（例えば、特定の者の固有の技術、技量及び設備によらないもの）であること。

参考

申請書の別添の構成例

番号	〇〇〇〇	(申請書に記載の番号と同じとする。)
	〇〇年〇〇月〇〇日	(申請書に記載の年月日と同じとする。)
担当者の氏名、所属部署及び連絡先	〇〇〇	(氏名、所属部署、電話番号及びメールアドレスを記載する。)
	〇〇〇	
目次		
1. 申請の概要	1
2. 申請対象の設備等の概要	2
3. 適用詳細基準の内容	2
3.1 〇〇〇	2
図面	〇〇〇	
添付資料	〇〇〇	

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. 申請の概要 | 〇〇〇 |
| 2. 申請対象の設備等の概要 | 〇〇〇 |
| 3. 適用詳細基準の内容 | |
| 3.1 〇〇〇 | (材料、強度等のように適用詳細基準ごとに記載する。) |
| (1) 機能性基準条項 | |
| (2) 対象とする例示基準の対象条項 | |
| (3) 適用詳細基準 | |
| (4) 適用詳細基準が機能性基準に適合することの立証 | |